

第 2 次北斗市総合計画（骨子）

基本構想

第 1 章	まちづくりの将来像と目標	1 P
第 1 節	将来像（シンボルテーマ）の設定	1 P
第 2 節	基本目標	2 P
1	新幹線を活かした元気で魅力あるまちづくり	2 P
2	誰もが幸せで輝くまちづくり	4 P
3	安心安全な便利で暮らしやすいまちづくり	6 P
4	市民参加による協働のまちづくり	8 P
第 3 節	まちづくりの主要指標	9 P
第 2 章	土地利用に関する基本方向	10 P

第1章 まちづくりの将来像と目標

第1節 将来像（シンボルテーマ）の設定

（イメージ案）

あなたが 輝き続ける ← 未来 → ひとづくり

ぬくもりあふれる（安心して暮せる） ← 安心 → まちづくり

魅力あるまち ほくと ← 魅力 → しごとづくり

第2節 基本目標

1 新幹線を活かした元気で魅力あるまちづくり

- 新幹線効果の最大限の発現を目指し、交流人口の拡大などがもたらす多くの資源を経済活動などのまちづくりに活かし、その効果を市内全域に波及させる仕組みを確立するなど、元気で魅力あるまちづくりに取り組みます。

(企業誘致と雇用の拡大)

- 新函館北斗駅周辺を拠点とした賑わいの創出や企業立地の促進に努め、雇用の場の拡大を図ります。
- 高規格道路など高速交通ネットワークを活かした企業立地の促進に努め、雇用の場の拡大を図ります。

(観光の振興)

- 地域資源を活かした観光スポットや地域産業と連携した体験観光の拡充を図るとともに、新鮮で豊富な食資源を含めた「北斗市の魅力」を最大限に発信するなど、平成24年を観光振興元年と位置付けた観光振興の更なる発展を図ります。
- 本市の恵まれた自然環境や総合運動公園など充実したスポーツ施設を活用したスポーツ合宿の拡充をはじめ、観光振興と交流人口の拡大によるまちの活性化を図ります。

(農林業の振興)

- 基幹産業である農業は、長期的な戦略を持ち、将来に向かって持続的に発展させなければならない産業であり、生産基盤の整備や水稻と施設園芸などによる複合経営を推進し、生産性の向上による農業経営の安定化を図ります。
- 農地の流動化など遊休農地の解消を進めるとともに、新規就農者支援助成や受け入れ体制の充実による農業の担い手の確保を推進します。
- 森林の持つ二酸化炭素の吸収や水源涵養などの多面的な機能を保全し、この機能の増進を確保するため、植樹など森林整備を推進します。

(漁業の振興)

- 漁業は、ウニ、カキ、アワビなど栽培漁業を推進し、ブランド力の強化とともに、漁業の担い手育成に努めます。

(商工業の振興)

- 商店街は市民の暮らしを支え、地域の憩いの場であることから、魅力的で活気ある商店街の形成を推進します。
- 新たな商品開発や地域ブランドによる特産品開発を推進し、観光需要を踏まえた商工業の活性化を図ります。

2 誰もが幸せで輝くまちづくり

○少子・高齢化社会にあって、すべての市民が住み慣れたまちで、元気で文化的な生活を送ることができるよう、地域社会が支え合える、誰もが幸せで一人ひとりが輝くまちづくりに取り組みます。また、人口減少対策として「北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、子どもを生ま育てる子育て環境の充実など出生率の向上に取り組みます。

(子ども、子育て支援の充実)

○出産、子育ての不安をなくし、安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する生活スタイルに対応した子育て環境づくりを推進します。

(地域福祉の充実)

○少子高齢化が進むなかで、町内会やボランティア団体と行政が連携し、市民が共に支えあい、安心して地域で住み続ける環境づくりを推進します。

(高齢者福祉、介護保険の充実)

○高齢化社会にあって、高齢者が健康で生きがいを感じることができるよう、生きがい活動支援の充実や介護予防の推進を図ります。

(障がい者（児）福祉の充実)

○障がい者や障がい児の自立支援、生活支援サービスの向上に努め、障がいがあっても、生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。

(生活困窮者に対する福祉の推進)

○緊急、やむを得ない事由による生活困窮世帯に対し、必要な生活支援を行い、その保護に努めるとともに、将来の自立に向けた取り組みの支援に努めます。

(保健予防、医療環境の充実)

○安心して医療サービスを受けることができる経済的負担の軽減、各種保健事業の推進、救急医療体制の向上に努めます。

(学校教育の充実)

- 次代を担う優れた人材を育成に努め、「知・徳・体」のバランスの取れた教育を推進できる教育環境の整備を図ります。
- 児童生徒の個性や多様な能力を育むため、教育内容と教育活動の充実を図り、基礎学力の向上とグローバル化の進展をはじめとする、新しい時代に対応できる思考力、判断力、表現力の育成に努めます。
- 地域に開かれた学校づくりや特色ある学校づくりを進め、学校の活性化を図るとともに、地域との連携を深め、非行、いじめ、不登校などを出さない、子どもたちの健全育成の取り組みを進めます。

(生涯学習の推進)

- 市民が生涯にわたって自由に学ぶことのでき、優れた芸術・文化にふれあう機会の充実やスポーツやレクリエーションを通じて健康で生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。

(移住、定住の促進)

- 子育て支援の充実など市民が暮らし続けたいというまちづくりに努めるとともに、具体的な北斗市の素晴らしさの発信と空き家バンク制度の活用支援などと合せて、移住希望者を迎え入れる多様な環境整備を進めます。

3 安心安全な便利で暮らしやすいまちづくり

○犯罪のない社会の実現による「安心」と、災害から家族や財産を守る「安全」の確保に努めるとともに、良好な住環境の整備、快適で利便性の高い交通体系の整備に努めるなど、安心安全な便利で暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

(安心安全)

- 防災意識の高揚を図り、自主防災機能の充実と消防・救急体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り犯罪の未然防止に努めます。
- 交通事故防止、交通安全意識の高揚のため、市民総ぐるみの交通安全運動を継続して推進するとともに、地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ活動の推進に努めます。
- 消費者被害防止のための啓発活動や情報提供に努め、相談窓口体制の充実に努めます。

(生活環境の整備)

- 道路網の整備と並行し、安心して快適な道路空間の形成と施設の修繕、長寿命化を進めるとともに、自然環境の保全に配慮した治水対策など主要河川の改修や維持管理の強化に努めます。
- 市民が身近に親しみ、安全で安心な公園や緑地などの整備を推進し、快適で利便性の高い都市基盤や都市機能の強化に努めるとともに、公営住宅の適正配置、建替建設などを進めます。
- 公衆衛生の向上と、生活環境の改善を図るため、上下水道の整備を行い、継続的な安定したサービスの提供を目指します。

(公共交通の充実)

- 市民生活において大切な地域交通を確保するため、道南いさりび鉄道への経営支援や沿線自治体として市民の利用促進を図る取り組みを進めます。
- 高齢化社会や地域特性に対応した公共交通の充実を図るため、生活バス路線の維持をはじめとする公共交通体系の整備を進めます。

(環境衛生の充実)

- 市民参加による環境の維持やクリーン作戦などの継続的な取り組みとともに、生活環境において危険なおそれのある空き家の適正管理や解消に向けた取り組みを進めます。
- 循環型社会の確立のため、市民、事業者、行政が連携し、廃棄物の減量化と再資源化の取り組みを進めます。

4 市民参加による協働のまちづくり

○北斗市全体が魅力的なまちとなるためには、市民一人ひとりがまちづくりの主体として、地域の人と心を通わせ、一体となってまちづくりに参加する協働のまちづくりに取り組みます。

(市民組織の人材育成)

○市民が率先して地域活動の活性化を推進するためには、地域のリーダー的な役割を担う人材が重要であり、地域活動に参加する人材育成に努めます。

(市民交流の推進)

○地域の誇りや愛着心の醸成を図り、学校を核とした地域コミュニティの形成など新たな交流活動が生まれる環境づくりに取り組むとともに、地域で受け継がれてきた文化、コミュニティ活動などに対する継続的な支援をします。

(市民協働による情報提供の充実)

○市民との情報の共有化を進めるとともに、市民のまちづくりへの参画機会の拡大を進めます。

第3節 まちづくりの主要指標

【参考】

区 分	平成17年度 (2005年度) 第1次策定時	平成22年度 (2010年度) 国勢調査	平成27年度 (2015年度) 国勢調査	平成29年度 (2017年度) 第1次目標値
総人口	48,056人	48,032人	46,390人	57,800人
労働力人口 (労働力人口／総人口)	24,249人 (50.5%)	23,981人 (49.9%)	—	28,549人 (49.4%)
就業者数 (就業者数／労働者人口)	22,514人 (92.8%)	22,063人 (92.0%)	—	27,447人 (96.1%)
第1次産業	2,018人	1,794人	—	1,619人
第2次産業	5,539人	5,015人	—	6,313人
第3次産業	14,923人	14,904人	—	19,515人

第2章 土地利用に関する基本方向

土地は市民の皆さんの生活及び生活活動の基盤であり、かつ、限られた資源であることから、それぞれの地域における自然的、社会的、経済的な諸条件を生かした有効利用が求められています。

このため、北海道土地利用基本計画で定められた地域区分に基づき、適正な土地利用とそれぞれの地域間の調整に努め、北斗市のまちづくりを進めます。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発整備し、保全する必要がある地域です。

土地利用については、低未利用地の有効利用、良好な都市環境の確保、形成及び安全で機能的な都市基盤の整備等に配慮します。

現在形成されている市街地については、再開発等により土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域において今後新たに必要とされる宅地については、民間企業の活力を活かしつつ、計画的な土地利用を図ることを基本とします。

(2) 農業地域

農業地域は、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、次代につながるもっとも効果的な活用方法も考慮しつつ、集団的な優良農地の保全、農業の担い手への農地集約化を推進します。

その他の農地は、保全に努めつつ、農業と地域の振興との調和を図りながら適切な土地利用を進めます。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能や、国土保全、水源のかん養、保健休養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全等の公益的機能を通じて市民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備及び保全を図るものとします。